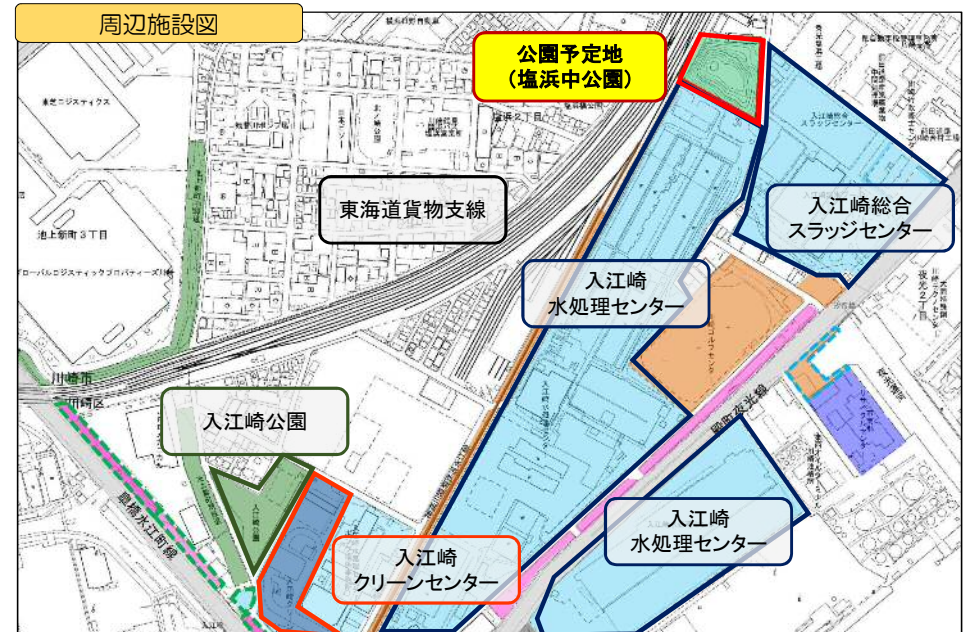


# まちづくり委員会資料

公園予定地（都市計画塩浜中公園）の堆積物の取扱いについて

建設緑政局





1 概要と経過

【概要】

(1) 公園予定地の概要

- ・所在地：川崎区塩浜3丁目21-1
- ・面積：5,090㎡
- ・財産区分：行政財産
- ・都市計画決定日：昭和45.12.28
- ・都市計画上の位置づけ：公園
- ・都市公園としての公告：無し

(2) 堆積物の概要

- ・状況：土砂等が山状に堆積
- ・高さ：約16メートル
- ・数量：約46,000m3
- ・内容物：土砂、鉱滓、廃プラ 他

【経過】

- 昭和46年 廃棄物処理事業者に公園予定地を鉱滓置場として使用することを許可
- 昭和55年 公園予定地の使用を不許可処分とし、予定地内の堆積物の撤去を求めたが、廃棄物処理事業者は撤去に応じなかったため提訴。
- 昭和60年 勝訴が確定。判決後、被告に対して堆積物の自主撤去及び搬入の中止を求め続けるが、これに応じず、判決後も平成16年まで営業を行い、その間も土砂等の搬入を続けた。
- 平成21年 自主撤去をしないまま被告が死亡。承継人特定においては、被告が外国籍であったため、裁判所や外務省への相談などを行うなどの調査したが、特定は困難な状況であった。
- 平成26年 調査を弁護士に委任し、撤去費用の請求が可能となる承継人(妻)を特定できたことから、強制執行の申し立てを行う。
- 平成27年 強制執行における裁判所の判断としては、判決後も土砂等が搬入され、判決当時の堆積物と区別がつかない状況であることから、執行の対象に含まないとされ、建物及び一部動産の撤去をもって、強制執行が完了(9月8日)した。

2 公園予定地の堆積物の取扱い

【裁判所の判断】

○昭和60年の判決後の堆積物については、被告以外の第三者による不法投棄の可能性があり、所有者の特定ができない。  
 ⇒昭和60年の判決に基づく平成27年度の強制執行にあたり、裁判所は「堆積物は執行の対象に含まない」と判断した。(判決当時の強制執行については、建物等の撤去をもって完了した。)

【市の判断】

○公園予定地内に堆積物があることから、有効活用に向けて早期の環境改善が必要。⇒現状、堆積物の上に樹木が生い茂っており、昭和60年当時に堆積していた部分と判決後に堆積した部分の区別ができない。また、堆積物と土地の区別ができないことから、民法第242条「不動産の付合添」により、判決後に搬入された堆積物を含め、市が所有権を取得したものとして撤去を進める。

※付合：土地と堆積物の区別がつかず一体化している状態。この場合、堆積物は土地の一部として扱う。

堆積物については、市が平成29年度から2ヶ年で処理を行う。



3 関連計画

(1) 塩浜3丁目周辺地区整備基本方針

- 塩浜3丁目周辺地区の現状や課題を整理するとともに、公共公益施設などの施設の更新等に合わせた新たな機能導入や土地利用など基本的な方向性について示したもの。
- ・公園予定地(塩浜中公園) (位置付け) 適正管理及び今後のあり方の検討
- ・入江崎公園(位置付け) 緑のネットワーク化や回遊性の向上

(2) 塩浜3丁目周辺地区土地利用計画(案)

- 整備基本方針に基づき、公共公益施設などの更新計画や近年の川崎臨海部の動向などを踏まえ、当面整備すべき内容について、「土地利用計画」としてとりまとめたもの(策定中)。
- ・都市計画塩浜中公園：入江崎公園隣現在の入江崎クリーンセンター敷地へ公園機能を集約
- ・入江崎クリーンセンター：公園予定地(塩浜中公園)跡地へ移転し施設更新

(3) 川崎臨海のもりづくり緑化推進計画

- ・入江崎公園周辺地区(位置付け)
- 公園周辺の緑化や池上新町南緑道と入江崎公園の一体化方策を検討

4 今後の堆積物の撤去に係るスケジュール

- ・平成29年2月：議会及び町内会に報告
- ・平成29年度：撤去工事着手
- ・平成30年度：堆積物の撤去完了

土地利用		H29	H30	H31~H39
これまでの土地利用	今後の土地利用			
都市計画塩浜中公園(未整備)	入江崎クリーンセンター	敷地整備		
		計画・設計・建築		
入江崎クリーンセンター	公園		設計・除却工事	一体整備
				憩い・交流機能導入